

お客様 各位

島根益田信用組合

## 「民法の一部を改正する法律」を踏まえた預金規定の改定について

当組合は、「民法の一部を改正する法律」に対応するため、令和2年4月1日より預金規定を改定いたします。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいておりますお客さまにも適用されますので、改定の内容および改定される規定をお知らせいたします。

### 3. 改定内容

#### (1) 後見人に関する届出義務の追加

「民法の一部を改正する法律」において、制限行為能力者が他の制限行為能力者の代理人としてした行為は取り消すことができる旨が定められたことから、お客さまの成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合に、当組合のお届けいただく義務に関する条項を追加いたします。

※次の対象となる預金規定に条項を追加いたします。

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

対象となる預金規定	
当座勘定規定	変動金利定期預金規定（単利型）
普通預金規定	変動金利定期預金規定（複利型）
無利息型普通預金規定	自由金利型定期預金規定（大口定期）
総合口座取引規定	自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）
通知預金規定	自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）（スーパー定期）
納税準備預金規定	自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）（スーパー定期）
貯蓄預金規定	自動継続変動金利定期預金規定（単利型）
期日指定定期預金規定	自動継続変動金利定期預金（複利型）
自動継続期日指定定期預金規定	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）（スーパー定期）
積立預金規定	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）（スーパー定期）
積立式定期預金規定	定期積金規定

新規定（改定後）	現規定（改定前）
（成年後見人等の届出） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>	（成年後見人等の届出） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。 <u>（追加）</u>

(2) 定期預金の満期前解約の制限の明確化

「民法の一部を改正する法律」において、「寄託者（預金者）は受寄者（金融機関）に対していつでもその返還を請求することができる」との規定が定期預金について適用されることとなるため、定期預金について満期前の解約が制限されていることを明確化するための条項を新設および変更いたします。  
 ※次の対象となる預金規定に条項を新設および変更いたします。

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

対象となる預金規定	
期日指定定期預金規定	自由金利型定期預金規定（大口定期）
自動継続期日指定定期預金規定	自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）
積立預金規定	自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）（スーパー定期）
積立式定期預金規定	自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）（スーパー定期）
変動金利定期預金規定（単利型）	自動継続変動金利定期預金規定（単利型）
変動金利定期預金規定（複利型）	自動継続変動金利定期預金（複利型）
	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）（スーパー定期）
	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）（スーパー定期）

※例：期日指定定期預金規定（期日指定定期預金規定以外の規定についても同様の改定を行います。）

新規定（改定後）	現規定（改定前）
3.（利息） （3）この預金を後記12.（1）により満期前に解約する場合、および後記12.（5）により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	3.（利息） （3）当組合がやむをえない場合と認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第11条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
12.（解約、書替継続等） （1）この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 （2）この預金を…。 （3）この預金の…。 （4）次の…。 （5）前記（4）のほか…。	12.（解約、書替継続等） （1） <u>（新設）</u> （1）この預金を…。 （2）この預金の…。 （3）次の…。 （4）前記（3）のほか…。

2. 規定適用開始時期

令和2年4月1日（水）

以上